

平成 25 年 天草市農業委員会第 9 回総会議事録

平成 25 年 9 月 27 日天草市農業委員会総会が天草市民センター展示ホールに招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（34 名）

1 番 鶴 田 雄 士 君	2 番 稲 田 秀 敏 君
3 番 川 原 昭 雄 君	4 番 川 口 直 君
5 番 武 内 正 俊 君	6 番 森 本 文 隆 君
7 番 佐 々 木 碩 哉 君	8 番 中 村 三 千 人 君
9 番 小 松 信 男 君	10 番 江 良 邦 勝 君
11 番 浦 上 廣 幸 君	12 番 山 本 友 保 君
13 番 -	14 番 福 本 富 人 君
15 番 山 下 和 弘 君	16 番 川 峯 正 美 君
17 番 川 崎 眞 志 男 君	18 番 森 岡 一 正 君
19 番 松 本 カ ヅ エ 君	20 番 橋 本 正 寛 君
21 番 宮 崎 義 一 君	22 番 森 下 雅 成 君
23 番 滝 下 清 三 郎 君	24 番 山 田 勝 彦 君
25 番 君	26 番 柴 田 眞 一 君
27 番 山 本 隆 久 君	28 番 君
29 番 小 堀 田 幸 一 君	30 番 小 川 浩 治 君
31 番 松 原 高 弘 君	32 番 松 川 兼 光 君
33 番 戸 谷 泰 典 君	34 番 倉 田 喜 一 君
35 番 池 田 裕 之 君	36 番 梅 田 良 二 君
37 番 君	38 番 本 田 実 君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（3 名）

25 番 前 田 達 也 君	28 番 松 岡 健 吾 君
37 番 平 岡 秀 樹 君	番 君

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	森 内 健 二	局長補佐	林 泰 裕
参 事	藤 崎 眞 二	参 事	吉 田 直 哉
参 事	平 田 正 剛		

4、議事日程

開 会

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議第42号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議第43号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議第44号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議第45号 事業計画変更承認申請について
- 日程第6 議第46号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- 日程第7 報告事項について
- 閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

○事務局（森内健二君） ただいまより平成 25 年第 9 回総会を開催致します。では始めに、鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆さんこんにちは。本日は秋の収穫時期のお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。また、9 月はブロック別研修会や昨日の認定農業者との意見交換会等にご参加いただき、誠にありがとうございました。ブロック別研修会でもありましたように、農地集積について、本日総会後に農業振興課の方から説明もありますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。また、昨日の認定農業者との意見交換会に中で、荒れた農地があっても個人的には借りにくいので、農業委員や JA 職員が間に入って取り持ってほしいとの意見がありましたので、農業委員の皆さんにご相談があったならば、ご協力をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局（森内健二君） 本日は、25 番前田委員、28 番松岡委員、37 番平岡委員から欠席届が提出されておりますけれども、総会は成立しております。それでは以降の議事の進行は会長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（鶴田雄士君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、27 番山本隆久委員、29 番小堀田幸一委員を指名致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 2、議第 42 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より各申請案件について、一括して説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） まず、お手元の資料②・③をご覧ください。

1 番を説明いたします前に、この 1 番の申請は先月、親子間での所有権移転の申請があり、既に許可書も交付した案件だったのですが、9 月に前回の譲受人から第三者への 3 条申請が提出されたため、先月の申請自体が誤りである旨を指摘したところ、先月の許可書が返戻され、今回の申請に至った次第です。

では、1 番について説明します。楠浦町の譲受人は楠浦町の譲渡人より、楠浦町の畑 173 m²及び田 1,592 m²を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻及びサツマイモを栽培される計画です。

2 番について説明します。佐伊津町の譲受人は佐伊津町の譲渡人より、佐伊津町の田 4,852 m²及び畑 11,061 m²を贈与により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稲及びみかん他を栽培される計画です。

○事務局（藤崎眞二君） 3 番について説明します。

有明町の譲受人は、有明町の譲渡人より、有明町の 田 1,091 m² 畑 6,127 m²を、贈与により取得したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地にはデコポンを栽培される計画です。

4 番について説明します。

栖本町の譲受人は、栖本町の譲渡人より、栖本町の 田 531 m²を、売買により取得したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には飼料作物を栽培される計画です。

5 番について説明します。

栖本町の譲受人は、栖本町の譲渡人より、栖本町の 田 10,129 m² 畑 3,083 m²を、贈与により取得したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稲、たばこ、野菜を栽培される計画です。

○事務局（吉田直哉君） 6 番について説明します。

新和町の譲受人は熊本市の譲渡人から新和町の田 103 m²、畑 1,987 m²を受贈により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地は河内晩柑を栽培される計画です。

7 番について説明します。

久玉町の譲受人は天草町の譲渡人から久玉町の田 1,883 m²を受贈により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地は水稲を作付けされる計画です。

○議長（鶴田雄士君） それでは1 番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○22 番（森下雅成君） 22 番、森下です。1 番について説明致します。

先ほど事務局から説明がありましたとおり、先月の総会で親子間の贈与による所有権移転の申請があった案件でございますが、許可書が返戻され、新たに売買による所有権移転の申請となっております。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○34番（倉田喜一君） 34番、倉田です。2番について説明致します。

申請地は16筆ではありますが、ほぼ3箇所に集約されています。譲渡人と譲受人は親子関係にあり、贈与による申請となっています。

取得後は水稻やみかんを栽培される予定です。よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に3番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○24番（山田勝彦君） 24番、山田です。3番について説明致します。

譲渡人と譲受人は親子関係にあり、耕作者の父親が亡くなり、母親が耕作できないとのことで娘さんが耕作をし、管理を行うとの申請です。特に問題はないと思いますので、ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に4番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○21 番（宮崎義一君） 21 番の宮崎です。4 番について説明致します。

譲渡人は現在大阪に在住されており、今後も帰郷し耕作する予定はないということで、譲受人へ管理をお願いしたいとの申請です。現地も確認しましたが、特に問題はないと思いますので、ご審議の程よろしくお願いたします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 4 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

それでは 5 番について担当委員より説明をお願いします。

○21 番（宮崎義一君） 21 番の宮崎です。5 番について説明致します。

譲渡人と譲受人は親子関係であり、現在も親子でたばこを栽培しておられます。世代交代に伴う贈与による申請です。ご審議をよろしくお願いたします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 5 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、6 番について担当委員より説明をお願いします。

○18 番（森岡一正君） 18 番の森岡です。6 番について説明致します。

譲渡人は熊本市在住で親戚の譲受人に贈与をしたいという申請です。元々譲受人の父親が家督相続する予定でしたが、譲受人が 10 代であったため、これまで譲渡人が管理してきたとのことです。何も問題がないと思いますので、ご審議の程よろしくお願いたします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 6 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、7番について担当委員より説明をお願いします。

○10番（江良邦勝君） 10番の江良です。7番について説明致します。

天草町在住の譲渡人と譲受人は親戚関係であり、譲受人の規模拡大のために贈与するとの申請です。また、譲受人はスイカの栽培もされており、隣接する農地も借りられています。何も問題がないと思いますので、ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第3、議第43号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） まず、お手元の資料②・③・④及び前方のスクリーンをご覧ください。

1番を説明いたします前に、今回、今釜町及び今釜新町の転用申請で、4条申請が4件、5条申請が1件出されておりますが、これは今釜町及び今釜新町における台帳地目と現況地目に相違がある土地について、これまで農業委員会として調査を行い、8月に地目変更登記及び転用申請に係る指導を行ったことによる申請であります。従って、すべて始末書添付の申請であることを報告いたします。

では、1番について、ご説明いたします。

今釜町の申請人は、道路と自己住宅に挟まれた農地の利便性を図るため、今釜町の畑106㎡を宅地拡張したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

なお、既に駐車場及び庭として利用されているため、始末書が添付されております。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番の松原です。1番を説明いたします前に、今釜町及び今釜新町

の無断転用に関する経緯について説明いたします。

3年ほど前にこの地域に対しての無断転用についての指摘がありまして、その時から農業委員会事務局で調査を開始した次第であります。参考で申し上げますと、台帳と現況に相違のある土地が51筆で35名の所有者となっております。本日までに変更されていない土地が19筆残っており、その内5件が今回の申請で出されておりますので、残りはあと14筆となっております。

では、1番について説明致します。

申請場所は熊本県総合庁舎の近くになります。市道と自己住宅の間の農地であり、宅地拡張として申請が出されております。特に問題ないと思っておりますのでよろしくご審議をお願いいたします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 2番について、ご説明いたします。

大浜町の申請人は、老後の生活を安定させるため、今釜新町の畑350㎡を貸駐車場に転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

なお、既に貸駐車場として利用されているため、始末書が添付されております。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番の松原です。2番について説明致します。

申請人は貸駐車場として転用したいとの申請です。申請場所は天草保健所の西側になります。周囲は宅地化されており、特に問題ないと思っておりますのでよろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に3番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(平田正剛君) 3番について、ご説明いたします。

大浜町の申請人は、老後の生活を安定させるため、今釜新町の畑 391 m²を共同住宅に転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

なお、既に共同住宅として利用されているため、始末書が添付されております。

○議長(鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番(松原高弘君) 31番の松原です。3番について説明致します。

申請人はアパートへ転用したいとの申請です。申請場所は先ほどの2番の隣接地になります。昭和55年に建築しており、給水は市の上水道、生活雑排水及び汚水は公共下水道、雨水については道路側溝へ放流する計画です。特に問題ないと思っておりますのでよろしくご審議をお願いします。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありますか。

○3番(川原昭雄君) 3番の川原です。問題提起という訳ではありませんが、申請理由の中で『老後の生活安定のため』という言い方をされておりますが、『有効活用のため』という言い方がいいのではないかなと思っております。そのところ事務局の方ではどのように思われますか。

○事務局(平田正剛君) 議長、よろしいでしょうか。

○議長(鶴田雄士君) はい、お願いします。

○事務局(平田正剛君) 説明の文言等は、本人から提出された事業計画書の文言から引用させていただいているところです。ただ、言われてみれば、『有効活用のため』という言い方の方がいいと思われまますので、今後は書類の指導をしていきたいと思っております。

○議長(鶴田雄士君) 他にご意見等、ありませんか。無ければお諮りいたします。

(意見なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に4番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 4番について、ご説明いたします。

大浜町の申請人は、周囲からの駐車場の需要が多いため、今釜新町の畑380㎡を貸駐車場に転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

なお、既に貸駐車場として利用されているため、始末書が添付されております。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番の松原です。4番について説明致します。

申請人は貸駐車場として転用したいとの申請です。申請場所は天草保健所の西側になります。雨水排水も既設の道路側溝へ放流され、隣接及び排水の同意書も付けられております。そして、ここは30年前より駐車場として使用されており、始末書も添付されております。特に問題ないと思っておりますのでよろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に5番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 5番について説明します。

河浦町の申請人は宅地を拡張するため、河浦町の畑44.6㎡を転用したいというものです。既に車庫や通路として使用されているため始末書が添付されております。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○5番（武内正俊君） 5番の武内です。5番について説明致します。

申請場所につきましては、国道266号線沿いの農協新合支所の手前100mのところにあります。29.6㎡の簡易な車庫ですが10年ほど前から利用されているとのことでした。そして15㎡の通路については、今回自己住宅を建築するにあたり、その取付道路として利用したいとの申請です。排水等については既設の側溝を利用し、何等支障は無いものと思われれます。隣接者や区長からの同意も取れており、また、既に車庫や通路として利用されていたことから始末書も添付されております。よろしくご審議の程お願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第4、議第44号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 引き続き、お手元の資料②・③・④及び前方のスクリーンをご覧ください。では、1番について、ご説明いたします。

今釜新町の借受人は、建設業経営に伴い、浜崎町の貸渡人から今釜新町の畑 463 m²を賃借権の設定により、倉庫及び職員駐車場として転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地となっております。

一般基準につきましては、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

なお、既に倉庫及び職員駐車場として利用されているため、始末書が添付されております。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番の松原です。1番について説明致します。

借受人は倉庫及び駐車場として転用したいとの申請です。申請場所については天草保健所の近くにあります。昭和58年当時より現在の状況に転用されており、始末書が添付されております。雨水については道路側溝に放流され、給水は市の上水道を利用されます。周囲は住宅街であり、特に問題はないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 2番について、ご説明いたします。

城下町の譲受人は、ドジョウの加工販売を行うため、佐伊津町の譲渡人から本渡町の田 352 m²を
売買により取得し、事務所及び加工場他に転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準につきましては、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番の松原です。2番について説明致します。

譲受人は隣接する農地を取得し、ドジョウの加工場及び事務所等に転用したいとの申請
です。申請場所については、天草畜産組合の近くにあります。給水はボーリングによる井
戸水を使用し、雨水は既設の道路側溝へ、生活雑排水及び汚水については、合併浄化槽に
より処理し、既設の道路側溝に放流する計画です。南側に農地がありますが、隣接同意が
添付されております。特に問題はないと思いますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませ
んか。

○3番（川原昭雄君） 3番の川原です。この案件について興味がありますのでお尋ねします。

うなぎの養殖はよくありますが、ドジョウの養殖は、これまで天草では聞いたことがな
く、もちろん成功していただきたいと思うのですが、申請者の方が成功するためにはどの
ような経営を考えているのかについてお聞きしたいと思います。

○事務局（平田正剛君） この案件につきましては、市役所でも『第6次産業』の担当課とも
相談をされながら進められている案件であります。九州管内ではドジョウの需要があまり
無いそうですが、関東においては多くの需要が見込めるとのことで進められております。
今回の申請内容としても、養殖ではなく、ドジョウの加工を行い、関東地方に流通させ販
売をしたいとの計画であります。

○3番（川原昭雄君） 私が聞きたいのは、稚魚をどこから仕入れるのか、どの位で成魚とな
るのかについて、受付の際に事務局で聞いておられると思いますので、ここでお聞かせい
ただきたいと思います。

○事務局（平田正剛君） 養殖ではなく、加工をする場と聞いております。仕入れ先等につい
ては転用内容と無関係でありお聞きしておりませんが、必要とあれば『第6次産業』の担
当課にお聞きして次回、お答えしたいと思います。

○3番（川原昭雄君） 農業委員会で農地転用の許可をする場合、天草でドジョウの養殖に成
功したとか不成功だったとかを宣伝する義務があると思います。そういう意味で書類を審
査する際に聞いてほしかったなと思います。責任を持って成功すると言えますか。そうし
ないと許可はしませんよ。仕入れから販売までの期間はどれくらいですか。

（他の農業委員より話を聞いた後）申請書類をみれば、『加工』というふうに書いてあります

ね。でも、加工をする場合でも利益は必要ですよ。

○31 番（松原高弘君） 31 番の松原です。私が確認した内容で少し説明をしたいと思います。

今回の申請は、あくまでも農地転用の申請であって、その申請者が儲かるかどうかについて責任を負うということではないと思います。

それから、天草で初めての事業であり、雇用についても考えているとのこと、市としても関心を持って雇用対策になると言っておられました。また、水槽で飼ってどれ位の利益になりますかとお聞きしたところ、関東地区での需要が高く、仕入れから加工・流通・販売の経緯の中で、普通、田 1 反当たりの利益として 10 万円ぐらいですが、その数倍にはなりますということでした。

○3 番（川原昭雄君） 私も農業委員として問題提起はしたくないのですが、初めての事業であり、興味があったものですから、この事業が成り立つものなのかを知りたかった訳です。聞き取りをされた方も同じ興味を持たれ聞かれたのかなと思い、何度も質問を繰り返した訳でございます。

○31 番（松原高弘君） 私も初めての事業であり、興味を持ってお聞きしましたら、今後ぜひ見においでくださいとのことでしたので、これからも関心を持って足を運び、いろいろ聞いていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鶴田雄士君） 外に質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に 3 番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 3 番について、ご説明いたします。

亀場町の借受人は、個人住宅を建築するため、亀場町の貸渡人から亀場町の田 426 m²を使用貸借権の設定により、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第 2 種農地となっております。

一般基準につきましては、記載のとおりとなり、基準に適合しております。

なお、既に駐車場として利用されているため、始末書が添付されております。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○12 番（山本友保君） 12 番の山本です。3 番について説明致します。

申請場所につきましては、国道 266 号線のジャスコ入口から 100m ほど牛深方面に進み、左折して 50m ほど進んだところにあります。貸渡人と借受人は親子関係にあり、親から土地を借り受けて自己住宅を建築したいとの申請です。給水は市の上水道、生活雑排水及び汚水

は合併浄化槽で処理をし川へ放流、雨水は道路側溝を通じて川へ放流される計画です。これについても排水同意書が添付されています。既に駐車場として利用されているため始末書が添付されております。特に問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に4番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 4番について、ご説明いたします。

宮地岳町の譲受人は、個人住宅を建築するため、宮地岳町の譲渡人から宮地岳町の畑 789 m²の内 432.49 m²を売買により取得し、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準につきましては、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○16番（川峯正美君） 16番の川峯です。4番について説明致します。

譲受人は譲渡人より売買によって畑を譲り受け、自己住宅を建築したいとの申請です。面積は789 m²の内432.49 m²を宅地として申請されています。申請場所につきましては、国道266号線を本渡方面から宮地岳に入って2つ目の信号から左折し、400mほど進んだ左側にあります。

今回、住宅面積が432.49 m²となっておりますが、残りの356.51 m²については、農地として譲り受けたいとの意向で、今回は書類作成が間に合わず、来月の申請になるとのことでした。

生活雑排水及び汚水は合併浄化槽で処理をし、雨水は道路側溝を通じて川へ放流される計画です。特に問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に5番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 5番を説明いたします前に、申し訳ありませんが資料の訂正がございます。

資料③の4ページ、一般基準の6番の「農地以外の利用見込み」の欄ですが、「すべて農地のた

め該当しない」と記載されておりますが、資料④の 10 ページをみていただきますと、宅地及び雑種地が事業面積に含まれております。申し訳ございませんでした。

それでは、5 番について、ご説明いたします。

千葉県市原市の譲受人は、太陽光発電施設を建設するため、熊本市中央区の譲渡人から宮地岳町の畑 3 筆 3,122 m²を贈与により取得し、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第 2 種農地となっております。

一般基準につきましては、記載のとおりとなっており、基準に適合しております。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○16 番（川峯正美君） 16 番の川峯です。5 番について説明致します。

譲受人と譲渡人は親子でございます。譲受人は現在千葉県在住ということで畑の管理ができないとの理由から太陽光発電施設を建設したいとの申請です。これまでは、熊本市在住の譲渡人が宮地岳町に自宅もあり、月に 2 回ほど来て管理をしておられました。

申請場所につきましては、宮地岳コミュニティーセンターの前にある畑と宮地岳保育園の近くに譲渡人の家がある訳ですが、その前の畑と 2 箇所に分かれてあります。

排水につきましては、雨水は既設の道路側溝へ放流される計画です。特に問題はないと思っておりますので、よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 5 番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に 6 番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 6 番について、ご説明いたします。

下浦町の譲受人は、農家住宅を建築するため、下浦町の譲渡人から下浦町の畑 686 m²を売買により取得し、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第 2 種農地となっております。

一般基準につきましては、記載のとおりとなっており、基準に適合しております。

なお、既に農家住宅として利用されているため、始末書が添付されております。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○事務局（平田正剛君） 本日松岡委員が欠席されており、説明文をいただいておりますので、代わってご説明させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（鶴田雄士君） お願いします。

○事務局（平田正剛君） それでは、4 番についてご説明いたします。

申請場所につきましては、本渡東中学校下に広がる県営高生産性大区画ほ場整備事業実施の

記念碑を本渡方面から左に入った上小手地区の集落にあります。

譲受人は東京在住でしたが、数年前にお父さんが亡くなられ、子どももないということもあって、農業を継ぎたいとの理由から、昨年務めていた会社を止め、帰郷されたとのことでした。

しかし、自宅は老朽化しており、新たに農家住宅を建てようにも、申請地が農業振興地域に入っていたため、農用地区域からの除外申請を行い、今年の5月に許可が出されております。

その時、自宅の老朽化が進行している上に、除外申請の許可を転用許可と勘違いをしてしまったことも重なり、自宅を建築してしまったとのことでした。本人もたいへん申し訳ありませんと反省をされておりました。

つきましては、隣接地との同意や区長からの排水同意等も取れておりますので、よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に7番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 7番について、ご説明いたします。

亀場町の譲受人は、個人住宅を建築するため、佐伊津町の譲渡人から佐伊津町の畑3筆479㎡を売買により取得し、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準につきましては、記載のとおりとなっており、基準に適合しております。

なお、既に雑種地として利用されているため、始末書が添付されております。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○34番（倉田喜一君） 34番の倉田です。7番について説明致します。

申請場所につきましては、国道324号線を本渡方面から本渡の森を通り、佐伊津町の旧道に入って200mほど進んだ慈光園の近くにあります。

申請内容としては、畑を売買により取得し、個人住宅を建築したいとの申請です。

現地の状況としましては、既に雑種地の状態で駐車場として利用されておりました。

周辺は住宅街であり、特に問題はないと思いますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に8番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 8番について説明します。

天草市は保安林として転用するため、五和町の譲渡人から五和町の畑 382 m²を売買により転用したいというものです。

ここで本案件について天草市が転用者として申請に至った経緯をご説明いたします。昭和62年、当時の西武鉄道(株)と旧本渡市、旧五和町及び熊本県との間でゴルフ場建設を含む進出協定が締結され、ゴルフ場用地を目的として2市町が公社を設立し用地買収が開始されました。資料④14ページの図面をご覧くださいと思いますが五和町御領から佐伊津町にかけての集成図でございます。少し見づらくなっておりますが、太線で囲んである部分が計画予定地であった区域で本案件の申請地を含む約112haでございます。その東側、斜線で表示しております箇所が申請地でございます。計画予定地であった区域の内、約90haについて買収が完了しましたが、内約30haが農地でございます。その後、用地買収の行き詰まりやバブル経済の崩壊などにより平成9年3月、建設計画が白紙撤回され、以後、ワイン工場の誘致の計画等もありましたが、これについても白紙撤回。一般企業がオリーブ観光農園として一部を活用しているものの、農地についてはその殆どが山林化しており、買収において天草市が仮登記を設定している状況でございます。

このような状況の中で市当局としてはまず仮登記を本登記へ移すことが急務であるとしております。しかしながら経済情勢や民意を考慮し大規模開発や民間企業の進出は困難であると同時にその活用方針についても自然と共生した利用、多額の財政負担が伴わない、仮登記の解消につなげるなどの条件を満たす必要があるとしております。

これらを満たす活用方法として、計画予定地であった区域は水源涵養の役割を果たしている地理的な特性を生かし保安林として管理したいということで今後計画予定地であった区域内に所在する約30haの農地について、随時転用の許可申請を行なっていく予定であるとのことです。市当局はこれらの計画を平成24年1月に説明会を開催し、地元住民から合意をいただいているとのことです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、本案件申請地の農地区分は第2種農地となります。以下記載のとおりで基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○27番（山本隆久君） 27番の山本です。8番について説明致します。

ただ今、事務局より詳しい説明がありましたが、申請場所につきましては、佐伊津町の木村パンより五和支所方面へ100mほど進み、天草空港方面へ左折した近くにございます。

内容等についても、特に問題はないと思いますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に9番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 9番について説明します。

川原町の譲受人は墓地の駐車場とするため、相続財産管理人である譲渡人から五和町の田135㎡を受贈により転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となります。以下記載のとおりで基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○7番（佐々木碩哉君） 7番の佐々木です。9番について説明致します。

元々申請人は親子でありまして、訳あって相続財産管理人が入っております。今回、その相続財産管理人より相続が可能ということで墓地駐車場として申請がありました。

隣接者及び区長からの排水同意書も添付されており、何等問題はないと思いますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました9番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に10番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤崎眞二君） 10番について説明します。

有明町の譲受人は、山林として管理したいため、有明町の譲渡人から、有明町の畑2,757㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○24番（山田勝彦君） 24番の山田です。10番について説明致します。

申請場所につきましては、有明の辻の港の海岸沿いにあります。譲渡人は高齢で、既に雑木林となっているため、畑として管理することができないとのことでした。周囲の同意書も取れており、何等問題はないと思いますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました10番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に11番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 11番について説明します。

天草町の譲受人は自身が経営する運送会社の倉庫付帯の駐車場及び通路とするため、天草町の譲渡人から天草町の畑 240㎡を受贈により転用したいというものです。既に通路及び駐車場として使用しているため始末書が添付されています。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となります。以下記載のとおりで基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○3番（川原昭雄君） 3番の川原です。11番について説明致します。

譲渡人と譲受人は、義理の親子関係になります。譲受人は運送業を経営しており、既に倉庫及び駐車場と通路として利用されており、今回の申請となりました。何分、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました11番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

続いて12番は、次の議第45号の事業計画承認申請についてと関連しますので、併せて提案させていただきます。事務局の説明をお願いします。

○事務局（吉田直哉君） 12番について説明します。

本案件はこの後の議第45号で上程しております事業計画変更承認に係る第5条許可申請でございますので併せてご説明申し上げます。

申請地でございます河浦町の田2筆 901㎡は今回の申請に係る譲渡人が「葬儀場」として平成22年4月22日付けで農地法第5条の許可を受けたもので、許可後に所有権移転登記は完了したものの葬儀場運営者との建物に係る賃貸借契約で折り合いがつかないことなどの理由で事業が不履行となったものでございます。

今回、南新町の譲受人が太陽光発電施設を整備したいということで、天草郡苓北町の譲渡人との協議が整い、河浦町の申請地を売買により転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となります。以下記載のとおりで基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○30番（小川浩治君） 30番の小川です。12番について説明致します。

ただ今、事務局より説明があったとおりですが、譲受人は譲渡人より売買により取得し、240枚のパネルを使用した太陽光発電施設を建設し、売電事業を行いたいとのことです。

申請場所につきましては、JA河浦支所の近くにあります。造成工事を行う際には、隣接する農地等に迷惑を掛けないよう工事するとのことです。

また、排水同意書もついており、九電への接続関係書類についても添付されております。

何ら問題はないと思いますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました12番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第5、議第45号、事業計画承認申請については、日程第4、議第44号の12番で承認されましたので、併せて許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第6、議第46号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 議第46号について説明します。

1番の本渡町本戸馬場の借受人のほか利用権の新規設定の計画が8件、再設定の計画が13件で、総面積は58,491㎡となっております。

以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人であり、本市の農業経営の基盤強化の促進に関する基本的な構想の第4の1の(1)の①のアに掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件を全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま事務局から説明がありましたが、担当委員からの補足説明はありませんか。

（ありませんの声あり）

○議長（鶴田雄士君） では、ただいま説明がありました利用権設定21件につきまして質疑

はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、本件は計画のとおり決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第7、報告事項について、事務局より各種の届出があったものについて報告をお願いします。

○事務局（藤崎眞二君） 報告事項について申し上げます。

農地利用・形状変更届につきましては3件ありまして、1番及び2番につきましては、田を畑に改良し、甘藷及び柿を栽培する計画でございます。3番につきましては、畑の土壌を整備して飼料作物を栽培するという事で届けがありました。

許可不要転用届の第4条関係につきましては、河浦町より1件提出され、農業用倉庫を建築するという届出がありました。

許可不要転用届の第5条関係につきましては、該当がありませんでした。以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成25年天草市農業委員会第9回総会を閉会致します。

午後3時18分 閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会長 鶴田雄士

署名委員 山本隆久

署名委員 小堀田 幸一